



3 施策を構成する事業の状況

No.	事業名	戦略P・主要事業	事業が属する総合計画の構成事業名	事業内容		開始年度	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物（誰・何に）	取組（何を）		
1	消費者教育事業	○	消費者教育・啓発の推進	消費者	・消費生活出前講座の開催 ・家庭科副読本の作成	S52	「消費生活出前講座」の開催及び受講者数の増加を図るため、市内の大学、高校、中学校や商工会議所、大規模工業団地の管理組合等と連携する。また、自主的かつ合理的に行動できる消費者を育成するため、小学校5・6年生向け副読本の活用を積極的に働きかける。
2	消費者啓発・情報提供事業	○	消費者教育・啓発の推進 情報提供事業の充実	消費者	広報紙、ホームページ等による 情報提供	S51	消費者月間において地区市民センターでパネル展を行うとともに、広報紙、オリオンスクエアの大型ビジョンや市が実施するイベントに参加するなど、様々な機会を捉えて啓発活動を行う。
3	消費生活相談事業		消費生活相談体制の充実・強化	消費者	消費生活相談の実施	S56	複雑化、多様化する相談内容に対応できるよう、研修会への積極的な参加や、外部講師を招いての研修等の実施により、相談員のスキルアップを図る。
4	消費者取引適正化事業		表示法等による立入検査の実施	三法に規定された製品を扱う 販売業者・不適正な取引行 為を行う事業者	家庭用品品質表示法、 消費生活用製品安全法、 電気用品安全法に基づく 立入検査の実施	H12	商品表示については、計画的・効率的に立入検査を実施する。取引行為適正化については、行政指導が必要な場合には、「事業者指導マニュアル」に基づき、実施する。
5	計量器定期検査事業			計量による取引・証明を行う 事業者	計量法に基づく定期検査の実施	S28	適正な計量による取引を推進するため、事業者に対して受検指導を行うとともに、検査で不合格になった計量器の修理状況を確認する。

4 今後の施策の取組方針

今後の方向性	
課題	<p>◆消費生活出前講座の開催数や受講者数は大幅に増加したものの、1人暮らしや日中1人で過ごしている高齢者、社会経験が乏しく契約や交渉に不慣れな学生、働き盛りの成人等が被害に遭いやすいことから、更なる教育・啓発の必要がある。</p> <p>◆悪質事業者による手口が巧妙化・多様化する中で、消費者からの相談に適切に対応するため、経験のある相談員を継続して雇用する必要がある。</p> <p>◆複雑化・多様化している消費生活相談に適切に対応できるよう相談員の資質向上を図る必要がある。</p>
方向性	<p>〈施策全般〉</p> <p>◆悪質事業者や新たな手口による詐欺的な消費者被害が増加している。特に、1人暮らしの高齢者や若者が被害を受けやすい傾向にあることから、消費生活相談員や消費者団体等と一体となり、教育・啓発活動を重点的に実施していく。</p> <p>〈主要事業〉</p> <p>◆消費者教育事業については、老人会や自治会を通して出前講座を実施するほか、若年層への出前講座の増加を図るため、市内の大学、高校、中学校や商工会議所、大規模工業団地の管理組合等と連携するなど、様々な機会をとらえて開催する。</p> <p>◆消費者啓発・情報提供事業については、消費者が長い間使用でき、すぐに消費生活センターの連絡先が目に入る啓発物品を作成し、市主催のイベント等において配布するなど、消費者被害の未然防止や消費生活センターの更なる周知を図る。また、出前講座へ参加できず、パソコンを利用しないなど、行政からの情報が届きにくい1人暮らしの高齢者等に対し、民生委員の協力を得て、啓発活動を実施する。</p> <p>〈その他個別事業〉</p>